

仙台中央データセンター利用規約

令和5年12月1日

株式会社トークネット

(内容)

第1条 仙台中央データセンター利用規約（以下「規約」といいます。）は、仙台中央データセンターサービス利用約款（以下「約款」といいます。）を抜粋及び補完して仙台中央データセンターを日常利用するために必要な事項を定めたものです。

2 約款は、規約に優先します。

(窓口)

第2条 窓口は次のとおりとします。

一 契約関係とは、契約に関する業務を担当

二 運用関係とは、顧客システムについて安全保持、緊急事故対応等の運用に関する業務を担当

三 入退室関係とは、仙台中央データセンターへの入退室及び生体認証登録について正規であることを確認する業務を担当

2 当社の窓口は、契約時の仙台中央データセンターサービス利用申込書に記載してあるお問い合わせ先のとおりです。

3 お客様と当社の連絡は窓口を介して行います。窓口担当に変更がある場合は必ずお知らせください。

(不可抗力によるサービスの中断)

第3条 当社は、天災地変、火災、ストライキ、戦争、内乱、その他不可抗力、又はそのおそれが生じたことにより、サービスの提供が不可能又は著しく困難になった場合、一時的にサービスの全部又は一部を中断することができます。

2 当社は、前項の中断を実施するにあたり、お客様に対し事前に通知する義務を負いません。

3 当社は、本条に基づくサービスの中断によりお客様に生じる損害に対し、一切の責任を負いません。

4 お客様の故意又は過失に基づく作為又は不作為の結果としてサービスが中断された場合、当社は、お客様に対して、当社に生じた当該中断に伴う全て

の損害を賠償していただきます。

(保守、修理等によるサービスの一時停止)

第4条 当社は、サービスの提供に必要な電源設備、空調設備等の設備の保守、修理等を行うため、その停止が必要な場合は、お客様に対するサービスの提供を一時停止することができます。

- 2 当社は、前項の提供の一時停止について、事前にお客様に通知します。ただし、緊急を要する場合には、この限りではありません。
- 3 当社は、本条に基づくサービスの一時停止によりお客様に生じる損害に対して、一切の責任を負いません。

(仙台中央データセンターの維持)

第5条 当社は、仙台中央データセンターを良好な状態に維持します。

- 2 お客様は、顧客システムを安全に保ち、仙台中央データセンターを良好な状態に維持できるよう協力しなければなりません。
- 3 お客様は、仙台中央データセンターの共用部分を善良なる管理者の注意をもって使用しなければなりません。
- 4 専用区画(お客様に専用に提供するラックの内部)の利用管理については、すべてお客様の責任において行っていただきます。
- 5 仙台中央データセンターの管理運営に必要な事項について、お客様は当社の指示に従い仙台中央データセンターを利用していただきます。
- 6 お客様が故意又は過失により、仙台中央データセンター(仙台中央データセンターを利用する他のお客様の顧客システムを含む。)に破損、故障その他損害を与えた場合には、お客様は遅滞なくその旨を当社に連絡していただきます。

(安全保持)

第6条 当社は仙台中央データセンターに事故、異常その他障害が発生した場合は、速やかに状況をお客様に通知します。ただし、軽微な事項については、この限りではありません。

- 2 お客様は仙台中央データセンターの安全の保持に問題となる異常を発見したときは、速やかに当社に連絡していただきます。
- 3 当社は仙台中央データセンターの安全の保持のため事前にお客様に通知のうえ、専用区画に立入り、顧客システムを調査することができます。ただし、当社が急を要すると判断した場合は、当社はお客様に事前に通知することなく調査することができます。
- 4 調査の結果、是正が必要と当社が認める場合は、お客様に対し文書で是正を求めることができます。
- 5 前2項の調査及び是正は、お客様に合理的な理由なくこれを拒むことはできません。

(専用区画内の電気通信回線設備の保守)

第7条 当社は当社の電気通信回線設備の一部が専用区画内にある場合、電気通信回線設備の保守のため専用区画に立入ることがあります。

(緊急事故対応)

第8条 お客様及び当社は、天災地変、第三者による侵害行為、電源供給トラブルの発生その他データセンターサービス遂行に支障をきたすおそれがある事故の発生を知り、緊急に対応する必要があると認めたときは、その事故発生の帰責の如何にかかわらず、直ちに相手方に通知し、その対策につき互いに協議し、速やかに決定した対策を分担又は協力して実施するものとします。

(顧客システムの電源操作)

第9条 仙台中央データセンターの保全、防火、衛生、防犯等の理由により、専用区画に収納された顧客システムに対して電源断等の操作が必要と当社が判断した場合には、当社はその措置を講ずることができます。

- 2 前項の措置後、当社はお客様に講じた措置等を通知します。

(工事の指定業者)

第10条 仙台中央データセンター内の工事（専用区画内のみのものを除く。）は、当社又は当社が指定した者以外の者は施工できません。ただし、次条第4項の場合を除きます。

(電気通信回線の利用)

第11条 お客様は当社が提供する電気通信回線を利用させていただきます。

- 2 お客様は当社が提供する電気通信回線の利用に加えて当社以外の電気通信事業者の電気通信回線を利用することができます。
- 3 お客様は当社の承諾なしに当社以外の電気通信事業者の電気通信回線のみを利用することはできません。
- 4 第2項又は第3項のため通信ケーブルの敷設等の工事を行う場合は、次の各号の事項が必要です。
 - 一 工事日の7営業日前までに当社指定の方式により申請いただき、当社の承認を得ること
 - 二 工事における当社の立会いを受けること
- 5 前項第2号の立会のうち、当社が提供する電気通信回線を利用しない場合には、別途「サービス・料金表」に定める費用をお客様に負担していただきます。

(電源容量)

第12条 契約電力はラック毎に設備機器の定格消費電力の合計を下回らない容量とします。

- 2 ラック毎の設備機器の実効消費電力が契約電力の70%を超える場合は、契約電力の追加又は設備機器の移設等契約を変更していただきます。
- 3 ラック毎の契約電力の上限は、別紙「サービス・料金表」に定めるとおりとします。

(資産区分)

第13条 ラック、コンセント、ファクトライン、棚板、IDカード及びビル

用IDカードは当社資産とし、当社からお客様へ貸与します。

- 2 ラック間ケーブルについては、お客様資産とします。また、ラック間ケーブルの追加の工事（隣接するラック間の工事を除く。）は当社が行うものとし、お客様が行うことはできないものとします。

（ブランクパネル）

第14条 空調効率を高めるため利用していないラックのユニットについては、お客様によりブランクパネルを取り付けていただきます。

- 2 ブランクパネルは、当社がお客様に無償で貸与します。

（禁止行為）

第15条 お客様は、サービスの利用に当たり、次に掲げる行為を禁止します。

これらの行為は契約解除の事由となります。

- 一 犯罪を助長し、又はそれに結びつくおそれのある行為
- 二 第三者、運営委託先又は当社の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為
- 三 第三者、運営委託先又は当社の法的保護に値する一切の利益又は権利（財産、プライバシー、肖像権等）を侵害する行為
- 四 第三者、運営委託先又は当社を脅迫、ストーキング、誹謗中傷又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- 五 選挙の事前運動、選挙運動及び公職選挙法に抵触する行為
- 六 第三者、運営委託先又は当社の生命若しくは財産等を奪う又は安全若しくは権利等をおびやかすおそれのある団体（暴力団、暴走族、無限連鎖講等）への勧誘、構成員募集又は集会への参加の勧誘と見られる行為
- 七 わいせつ、売春、暴力、残虐等公序良俗に反し又は他人に不利益を与える行為
- 八 法令又は条例に反する行為
- 九 当社の業務運営を妨げ又はそのおそれのある行為
- 十 コンピュータ・ウィルスその他有害なコンピュータ・プログラム若しくはコンテンツを配信又は掲載する行為

十一 第三者、運営委託先又は当社の設備に過大な負荷を生じるおそれがある行為

十二 第三者、運営委託先又は当社のコンピュータ・システムに対するなりすまし、データ改ざん等不正アクセス行為

十三 本人の同意を得ることなく不特定多数の者に対し、商業的宣伝若しくは勧誘の電子メールを送信、又は嫌悪感を抱く若しくはそのおそれがある電子メールを送信する行為

十四 虚偽の情報を意図的に提供する又はそのおそれのある行為

十五 前各号のいずれかに該当するデータ、情報等へのアクセスを助長する行為

十六 前各号のほか、当社が不適切と判断した行為

(仙台中央データセンターでの禁止行為)

第16条 お客様は仙台中央データセンターで次の行為を禁止します。これらの行為は契約解除の事由となります。

一 広告、看板等を設置すること

二 爆発物等の危険物又は多量の可燃物を仙台中央データセンターに持ち込むこと

三 共用部分に物品を放置すること

四 使用目的以外の設備等を設置すること

五 お客様の所有に属さない機器、設備、備品、ビルその他の動産及び不動産について、変更、操作、変形、調整又は修理をすること

六 飲食すること

七 喫煙すること

八 土足で立ち入ること

九 著しい騒音又は振動を発生すること

十 お客様の専用区画又は共有部分以外の場所への立ち入ること

十一 当社の許可をあらかじめ受けずに仙台中央データセンターの内外で写真又はビデオを撮影すること

十二 公序良俗に反する行為をすること

十三 当社のサービス若しくは業務運営又は当社のサービスを受けている他
のお客様に支障を来たす若しくはそのおそれのある行為をすること

- 2 お客様は、ゴミを持ち帰っていただきます。
- 3 お客様は、粉塵等の発生を抑制するとともに専用区画内の整理整頓に努めなければなりません。

(仙台中央データセンターへの入退室)

第17条 仙台中央データセンターの入退室は、事前に申請があった場合のみ可能です。入退室する場合は、入退室の3営業日前まで（緊急の場合は、事前に）に当社指定の方式により申請していただきます。

- 2 仙台中央データセンターに入退室する際は、事前の生体認証登録とIDカードが必要です。IDカードは当社指定の方式により申請していただきます。当社はお客様にIDカードを貸与いたします。
- 3 生体認証登録とIDカードはそれぞれ個人に対応しています。他者が登録しているIDカードでは入退室できません。
- 4 仙台中央データセンターが入居するビルの業務時刻（平日8:00～20:00）外にビルに入退館する際は、IDカードとは別にビル用IDカードが必要です。
- 5 ビル用IDカードは生体認証登録と対応していません。
- 6 仙台中央データセンターへの入退室及び生体認証登録が正規のものであることを確認するため、当社はお客様の入退室関係窓口又は申請者に対して、メールアドレスの照合又は電話により確認を行います。

(生体認証登録)

第18条 生体認証登録は、当社指定の方式により申請し、事前に登録を行っていただきます。

- 2 緊急に生体認証登録を行うことができます。ただし、当社業務時刻（平日9:00～17:00）外に生体認証登録を行う場合は、別途「サービス・料金表」に定める費用をお客様に負担していただきます。

(設備機器の変更)

第19条 電源容量の不足、ラック搭載重量の超過等のため、当社がサービスの内容の変更が必要と認める場合は、契約を変更していただきます。

(搬入出)

第20条 台車での搬入出等軽微な機器の搬入出については、第17条に定める仙台中央データセンターへの入退室の手続きを行っていただきます。

2 搬入出する機器が多量、重量物、長尺物等台車で搬入出ができないものについては、搬入出作業日の7営業日前までに当社指定の方式により申請していただきます。搬入出の際、仙台中央データセンターが入居する建物及び仙台中央データセンターの養生を別途協議の上実施していただきます。また、第17条に定める仙台中央データセンターへの入退室の手続きを行っていただきます。

3 申請した事項と異なる作業を実施した場合は、即座に作業の中止を求める場合があります。

4 大規模な搬入出等当社が必要と判断した場合は、当社の立会無しで搬入出はできません。当社の立会について、別途「サービス・料金表」に定める費用がかかります。

(宅配の受領)

第21条 荷物を仙台中央データセンターに送付する場合（次項の場合を除く。）は、前日までに当社指定の方式により申請していただきます。

2 荷物を当社が代理受領する場合は、3営業日前までに当社指定の方式により申請していただきます。この場合、別途「サービス・料金表」に定める費用をお客様に負担していただきます。

(操作マニュアル等の提供等)

第22条 当社が別紙「サービス・料金表」に定めるところにより顧客システムの操作等を行う場合、操作に必要な資料等サービスに必要な資料（以下「操作マニュアル等」といいます。）をお客様から当社に提供していただきます。

- 2 操作マニュアル等の内容の誤り若しくは瑕疵又はお客様の提供遅延によって生じたサービスの遅滞、操作結果の不具合、瑕疵等によりお客様に生じる損害に対し、当社は一切の責任を負いません。

(秘密保持)

第23条 お客様及び当社は、契約その他これに関連して知り得た相手方の情報のうち開示の際に相手方より秘密である旨指定のうえ開示された情報及び口頭により開示された情報で開示の際に秘密である旨を明確にし、かつ開示後14日以内に当該情報を文書にし、秘密である旨明示して通知された情報（以下「秘密情報」といいます。）を秘密として取扱い、その管理に必要な措置を講ずるものとします。但し、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。

- 一 既に保有している情報
 - 二 第三者から正当に入手した情報
 - 三 相手方から提供を受けた情報に関係なく、独自に開発した情報
 - 四 相手方からの受領の前後を問わず公知となった情報
- 2 お客様及び当社は、相手方の秘密情報について契約の目的の範囲内で使用するものとし、相手方の事前の文書による同意なくして、第三者に開示してはならないものとします。ただし、お客様、当社又は運営委託先と委任契約のある弁護士、公認会計士及び税理士についてはその限りではありません。
 - 3 前項の規定は、法令により開示を求められたときは適用しないこととし、開示した内容を相手方に文書により通知するものとします。
 - 4 当社は運営委託先に情報を開示する場合、本契約と同様の秘密保持義務を運営委託先に負わせます。
 - 5 本条の規定は、本契約終了後も有効とします。

(個人情報の保護)

第24条 当社は次の各号のいずれかに該当するお客様に所属又はお客様が委託する者の個人情報（個人情報の保護に関する法律の定義による「個人情報」をいいます。）をサービスの円滑な利用を確保するため必要な期間これを保

存することができます。

- 一 契約及び規約により収集された個人情報
 - 二 仙台中央データセンターの監視カメラの映像により記録された個人情報
- 2 当社はサービスの提供のために必要な範囲を超えて個人情報を使用しません。ただし、法令により開示を求められたときはこの限りではありません。
- 3 当社は、お客様が個人情報の提供を拒否した場合、お客様に所属又はお客様が委託する者の仙台中央データセンターへの入退室を承諾しません。

別紙 サービス・料金表

「仙台中央DC サービス・料金表」を参照。

附 則

(実施期日)

- 1 本規約は、平成23年9月14日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和2年6月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社と契約を締結しているお客様は、この改正規定実施の日において、当社とAエリアプランの契約を締結したものとみなします。
- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和2年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和3年3月15日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和5年6月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和5年12月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。